

別表第 1（第 2 条関係）
第 1 号訪問事業 サービスコード表
A 2 訪問型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：平成 2 7 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所）

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A 2	1 1 1 1	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1, 1 7 6 単位	3 9 単位	3 9	1 月につき
A 2	2 1 1 1	訪問型独自サービス 1 1 日割		(2) 1 週に 2 回程度の場合		2, 3 4 9 単位	7 7 単位	7 7	1 日につき
A 2	1 2 1 1	訪問型独自サービス 1 2		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3, 7 2 7 単位	1 2 3 単位	1 2 3	1 月につき
A 2	2 2 1 1	訪問型独自サービス 1 2 日割		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2 8 7 単位	2 8 7		
A 2	1 3 2 1	訪問型独自サービス 1 3		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	1 7 9 単位	1 7 9		
A 2	2 3 2 1	訪問型独自サービス 1 3 日割	ロ 1 月当たりの回数を定める場合		(二) 所要時間 4 5 分以上の場合	2 2 0 単位	2 2 0		1 回につき
A 2	2 4 1 1	訪問型独自サービス 2 1		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		1 6 3 単位	1 6 3		
A 2	2 5 1 1	訪問型独自サービス 2 2							
A 2	2 6 2 1	訪問型独自サービス 2 3							
A 2	1 4 1 1	訪問型独自短時間サービス							
A 2	C 2 1 1	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1 2 単位減算	－ 1 2	1 月につき
A 2	C 2 2 0	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	C 2 1 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		2 3 単位減算	－ 2 3	1 月につき
A 2	C 2 1 3	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	C 2 1 4	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3 7 単位減算	－ 3 7	1 月につき
A 2	C 2 1 5	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	C 2 1 6	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	－ 3	1 回につき
A 2	C 2 1 7	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合 2 単位減算	－ 2		
A 2	C 2 1 8	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間 4 5 分以上の場合 2 単位減算	－ 2		
A 2	C 2 1 9	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	－ 2	
A 2	D 2 1 1	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1 2 単位減算	－ 1 2	1 月につき
A 2	D 2 2 0	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	D 2 1 2	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		2 3 単位減算	－ 2 3	1 月につき
A 2	D 2 1 3	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	D 2 1 4	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3 7 単位減算	－ 3 7	1 月につき
A 2	D 2 1 5	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	－ 1	1 日につき	
A 2	D 2 1 6	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	－ 3	1 回につき
A 2	D 2 1 7	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合 2 単位減算	－ 2		
A 2	D 2 1 8	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間 4 5 分以上の場合 2 単位減算	－ 2		
A 2	D 2 1 9	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	－ 2	
A 2	6 0 0 1	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 2 0 人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 2 0 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 1 0 % 減算	1 月につき	
A 2	6 0 0 3	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者 5 0 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 1 5 % 減算		
A 2	6 0 0 2	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合			所定単位数の 1 2 % 減算		
A 2	8 0 0 0	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 1 5 % 加算	1 月につき	
A 2	8 0 0 1	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 1 5 % 加算	1 日につき	
A 2	8 0 0 2	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 1 5 % 加算	1 回につき	
A 2	8 1 0 0	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 1 0 % 加算	1 月につき	
A 2	8 1 0 1	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 1 0 % 加算	1 日につき	
A 2	8 1 0 2	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 1 0 % 加算	1 回につき	
A 2	8 1 1 0	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5 % 加算	1 月につき	
A 2	8 1 1 1	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5 % 加算	1 日につき	
A 2	8 1 1 2	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5 % 加算	1 回につき	
A 2	4 0 0 1	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				2 0 0 単位加算	2 0 0	
A 2	4 0 0 3	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)			1 0 0 単位加算	1 0 0	1 月につき
A 2	4 0 0 2	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)			2 0 0 単位加算	2 0 0	
A 2	6 1 0 2	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				5 0 単位加算	5 0	月 1 回限度
A 2	6 2 6 9	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 2 4 5 / 1 0 0 0 加算		1 月につき	
A 2	6 2 7 0	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 2 2 4 / 1 0 0 0 加算			
A 2	6 2 7 1	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)		所定単位数の 1 8 2 / 1 0 0 0 加算			
A 2	6 3 8 0	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)		所定単位数の 1 4 5 / 1 0 0 0 加算			